

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 緊急援護資金貸付規程

第1条 この資金は、木津川市社会福祉協議会緊急援護資金（以下「資金」という。）と称し、法令に基づかない貸付を行うものとする。

第2条 この資金は、木津川市在住の被保護世帯・低所得世帯・母子世帯・心身障害者等であって、災害・病気・出産・就業その他窮迫した事情により緊急に出費を必要とし、他から資金の融資を受けることができない者に貸付けるものとする。

第3条 この資金の貸付限度額は、50,000円とし、未償還のある場合は重複して貸出さない。

第4条 この資金の貸付期間は1ヵ年以内とし、一時償還・毎月分割償還等貸付の際の約束により返還しなければならない。

第5条 この貸付金は無利子とする。

第6条 この資金の貸付けを受けようとする者は、資金借入申込書（様式第1号）を民生委員を通じて、会長に提出するものとする。

第7条 この資金の貸付承認は、借入申込書に基づき検討し、会長・副会長の承認を得て事務局長が処理する。

2 貸付時には借用書（様式第2号）の提出を求め、事後理事会に報告するものとする。

第8条 災害その他止むを得ない事由が生じ、貸付金の返還が困難な旨借受人から申し出のあった場合は、事情を検討して貸付金の一部または全部の返還を延期することができる。

2 この場合、借受人は資金返還延期願（様式第3号）を、民生委員を通じて会長に提出するものとする。

第9条 前条により、資金返還延期願が提出された時は、会長・副会長により検討協議し、決定するものとする。

2 資金返還延期願を承認した場合は、事後理事会に報告するものとする。

第10条 この資金の償還の見込みがないものに対しては、別に定める償還免除規程（内規）によって処理する。

第11条 この規程に定める以外のことについては、理事会に諮って決定する。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、平成28年12月6日から施行する。